



未来のために～みんながやさしさでつながるまち～

習志野市

令和3年3月9日

3月13日以降の習志野市における 施設・イベント等の対応について

政府において緊急事態宣言の期間が3月21日(日)まで延長されたところですが、市立施設や本市が主催(共催)する会議・イベント等の現在の対応を、運営体制の準備や周知期間を考慮し、3月26日(金)まで延長します。

なお、3月27日(土)以降の対応につきましては、遅くとも3月24日(水)までにお知らせします。

感染症の状況や社会情勢等、今後の動向に応じて、期間や内容を精査します。

問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話:047-453-2963(直通)